

令和7年度第6回理事会議事録

日時：令和8年1月17日(土) 13時30分～16時00分

場所：鹿児島県看護研修会館2階研修室

I 理事会の構成

理事：17名 監事：2名 合計19名

II 理事の出欠確認

出席理事 17名

会 長	八田冷子（代表理事）
副 会 長	谷川智子
副 会 長	渡邊和代
専務理事	宮園君子
常任理事	上村聡美
職能理事	吉村理恵子、潟山勝美、原田昌子、尾堂将志
准看護師理事	徳永博子
地区理事	福島悦子、野田健一郎、中園ゆきみ、妙圓園和代、 増田いづみ、片田淑子、田方みどり

III 監事の出欠確認

出席監事 2名

柳田千草、岩切至久

IV 会長挨拶（略）

V 定足数の確認

定款第40条に基づく議決に加わることができる理事16名（会長＝議長は除く）のうち16名の出席は、議決に加わることができる理事16名の過半数9名以上であることから本会は有効に成立することを確認した。

以後、会長（定款第39条）が本会の議長となり、以下のとおり進行した。

VI 協議事項

1 基本方針に関する事項

1) 「令和8年度の重点政策」案について

専務理事は次のように説明した。

去る12月13日に開催された事業検討会で出た意見を元に、重点政策1では、ウェルビー

イングのわかりやすい説明を追記した。重点政策2については、事業検討会で提案したとおり「持続可能な看護提供体制の構築」から「安心して働ける環境づくりと人材確保」に変更した。重点政策3については、スペシャリストの視点だけではなく、幅広い視点で看護を考えられるようにした方がよいのではないかと意見があったことから、重点政策として取り上げた背景の文言を一部修正した。

出席理事から以下の意見があった。

重点政策3の背景の文言において、「特定行為研修修了者、認定看護師・専門看護師の積極的活用」とあり、特定行為研修修了者、認定看護師・専門看護師に限定されているが、例えば、特定行為研修修了者、認定看護師・専門看護師等とすることはできないか。

会長から、背景の文言については、執行部の方で一旦預からせていただきたいとの発言があった。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和7度事業検討会を踏まえた今後の方向性、スケジュールについて

専務理事は次のように説明した。

3つの重点政策について、令和8年2月7日に開催を予定している運営委員会において、令和8年度の事業計画案を協議し、「重点事業」「基盤強化事業」を選定する。その後、3月の理事会で協議の上、令和8年度事業計画を確定し、6月の通常総会で報告することとなる。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

3 管理的事項

1) 看護研修会館整備基本構想案について

会長は相談役が説明することを出席理事に承認を得た後相談役は次のとおり説明した。

第4回のあり方検討委員会においては、鹿児島県看護研修会館整備基本構想案についての協議がなされた。その中で出された、「会員数の減少に伴い、明らかに今後の協会の財政状況が厳しいものになってくる状況がわかっている中、会費の引き上げについては、早めに対応する必要があるのではないか。」などの意見があったことを踏まえて、基本構想案を修正した。基本構想案では、必要最低限の修繕、リフォームを行い、今後5年間程度の協会の財政状況の推移を見極めた上で、具体的な整備計画を作成するものとし、その見極め期間において各種取り組みを行うこととしている。

このことについては、「入会金については、令和9年度から5,000円とし、3,000円引下げる。」ことが多数決で決定され、それ以外のことについては、原案どおり出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 「看護かごしま」の配布先の見直しについて

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

「看護かごしま」は、年4回、毎回1万3千部を印刷し、会員等に発送しており、年間3百万円以上の経費がかかっている。今後、電子化し、メールによる配信を行うことも検討が必要であると考えているが、「看護かごしま」は、会員アンケートでも情報収集のツールとして最も利用されていることなどから、当面は、現状のままの継続するものとするが、経費節減のため、養成課程のない高等学校や非会員施設の病院等約1,100か所への配布について1月号の送付分から廃止することとしたい。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

3) 協会Instagramの運用開始について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

このことについて、PR推進委員会での検討のもと、協会の良さを知ってもらい、信頼を得て、会員数の確保、定着を図ることを目的に、1月6日からInstagramを開始した。Instagramは切れ目のない投稿が効果的とのことであるが、まずは、週に1回程度の投稿を目標に実施していきたいと考えている。ついては、各地区や委員会等で実施する協会活動に関連する行事等についても積極的に投稿を行っていただくようお願いしたい。また、周知、フォローの方もお願いしたい。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

4) 規程の改正について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

「災害見舞金規定」の改正について。現行規定の第2条第1項第1号で定める申請様式について、「公益社団法人日本看護協会災害見舞金規程」で定める申請様式が変更されたことに伴い、それと同様に、日本看護協会会員NO.の記載欄を追加する。

「慶弔見舞に関する規定」の改正について。現行規定の第3条で定める報告様式について、「公益社団法人日本看護協会災害見舞金規程」で定める申請様式が変更されたことに伴い、それと同様に、死亡理由の欄を削除する。

「非常勤職員就業規則」の改正について。第7条における非常勤職員（有期雇用者）の雇用契約更新については、これまで実際の運用としては、満70歳に達した年度の3月31日までを限度として行っているが、その旨が規則に明記されていなかったことから、改めて現行の標記規則を改正し明文化する。また、無期労働契約へ転換した職員の退職年齢についても第7条ただし書きと同様に、「原則」の表記を削除する。

「会計処理規則」の改正について。決算作業の短縮・簡素化、誤謬防止の観点から、貸借対照表の有形固定資産の表示方法を現在の「間接法」から「直接法」に変更する。また、有形固定資

産の償却方法について、現在の「定率法」から「定額法」に変更するとともに、期中取得財産について月割りを行わず、翌事業年度の取得したものとみなすよう改正する。

なお、これらの改正は、令和7年4月1日から適用したいと考えているが、償却方法を現在の「定率法」から「定額法」に変更する部分については、今後税務署への届出を行い、令和8年4月1日からの適用となる。

「居宅介護支援事業所運営規程」の改正について。今年度、事業所更新の手続きを行ったところ、保険者である「鹿児島市」から、鹿児島県看護協会居宅介護支援事業所運営規程について資料に記載の条文を明記するよう指導があったことから別添資料のとおり改正する。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

5) 外部理事の設置について

会長は次のように説明した。

九州各県の対応状況を調べたところ、福岡県と大分県については、代議員制のため対象外。4県が社会福祉協議会関係者、1県が弁護士との検討状況であった。前回の理事会において青年会議所などの意見も出たが、当協会においては、これから看護研修会館における他団体との共同での整備を積極的に進めていく必要があることなどから、県社会福祉協議会と候補者案の選定について協議を進めていきたい。今後、第7回理事会で候補者案をご確認いただき、総会で承認を得たい。

このことについて、出席理事全員の賛成があり承認された。

6) 賛助会員について

会長は事務局長が説明することを出席理事に承認を得た後事務局長は次のとおり説明した。

鹿児島県看護協会の会員として新たに賛助会員の規定を設けてはどうかと考えている。賛助会員は、本会の事業の趣旨に賛同し、援助する個人、法人等。個人については、会員から賛助会員への移行者が多くならないよう、看護職の場合は、65歳以上としてはどうかと考えている。

賛助会費は、他県の状況を参考に「個人は、5千円」「団体は、5万円」としている。また、賛助会員となった場合の特典も設けている。今後、3月の理事会において、定款変更案、賛助会員規程案を協議いただき、令和8年度の総会において定款変更後、募集を開始したい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

7) 令和8年度改選役員・推薦委員並びに令和9年度代議員及び予備代議員の公募及び推薦状況について

専務理事は次のように説明した。

一部調整中ではあるが、別添のとおりとなっている。また、令和10年度以降の日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員の候補者については、なるべく地区理事を代議員として、予備代議員は地区理事と同じ所属から就任することとしてはどうか。今年度から、日本看護協会通常総会終了後に本県総会を開催することとなったことから、地区理事が確定している場合は、候補者を選定できる。年度によっては、地区理事がわからない場合もあると思うが、その場合は、従来どおり各地区において判断していただくこととなる。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

4 会員支援関係

1) 会員加入・継続の促進について

会長は次のとおり説明した。

今年度、会員加入・継続の促進のため各地区の協力をいただき、施設訪問の上、協会活動の説明を行う機会を設けていただいた。令和8年度においても同様に実施したいと考えているが、各地区で実施する地区交流会等において県協会から参加し説明させていただくことについて、配慮いただくようお願いしたい。必要があれば、管理者交流会の研修も併せて実施することは可能である。希望がある場合は、常任理事まで提出してほしい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

2) 令和8年度鹿児島県看護協会名誉会員候補者について

専務理事は次のように説明した。

内規では、候補者の年齢が80歳以上となっている。候補者が1名いるが本人に打診の上、内諾が得られたら、3月の理事会において協議いただきたい。また、鹿児島県看護業務功労者知事表彰の候補者についても、3月の理事会において協議いただきたい。

このことについては、出席理事全員の賛成があり承認された。

VII 報告事項

1 基本方針（今回はなし）

2 事業推進に関する事項（今回はなし）

3 管理的事項

1) 理事会議事録（第5回）

4 会員支援関係

1) 令和7年度鹿児島県看護協会会員数

5 その他

- (1) 日本看護協会理事会報告（口頭報告）
- (2) 職能委員会報告（書面報告） (3) 地区報告（書面報告） (4) 委員会報告（書面報告）
- (5) 地区長情報交換会報告（口頭報告） (6) 他団体会議報告（書面報告）
- (7) 出張報告（県外）（書面報告）

以上、議長は協議事項が全てを終了した旨を告げ、16時00分に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和8年1月17日

公益社団法人 鹿児島県看護協会

代表理事（会長）

八田 冷子 

監 事

岩 切 至久 

監 事

柳 田 千草 